

寒川町田端の一部を施行地区とする土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合の設立について、神奈川県知事へ認可申請がありましたので、同法第20条第1項の規定に基づき、施行区域を管轄する寒川町において、事業計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告します。

なお、土地区画整理法第20条第2項に基づき、本事業に関する利害関係者は、当該事業計画について意見がある場合、令和元年7月25日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和元年6月28日

寒川町長 木村俊雄

1. 縦覧期間 令和元年6月28日（金） から 令和元年7月11日（木）
2. 縦覧時間 午前8時30分 から 午後5時15分
3. 縦覧場所 高座郡寒川町宮山165
寒川町役場別館2階 田端拠点づくり課